

CPSS-IOSCO 市中協議「金融市場インフラのための原則 および当局の責務の評価方法」へのコメント

2012年6月14日
一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク

全国銀行資金決済ネットワーク（全銀ネット）は、全国銀行協会が設立した一般社団法人であり、リテール資金決済システムである全銀システムを運営している。全銀システムは、加盟銀行（日本国内のほとんどの預金取扱金融機関）の間で顧客送金の振込依頼を交換しており、1日当たりの平均取扱高は、約500万件・11兆円である。また、これら顧客送金に伴う参加者間の資金決済を日本銀行当座預金間の振替によって行っている。

全銀ネットは資金決済法に基づく免許を受けている唯一の資金清算機関である。

全銀ネットは、本年4月16日付けCPSS-IOSCO市中協議「金融市場インフラのための原則および当局の責務の評価方法」に対して、明瞭性の観点から下記のコメントを提出する。

記

評価方法は、その「1.0 はじめに」において、その記述が「PFMI 報告書で述べられているものを修正あるいは拡大することを意図するものではない」と述べている。また、「1.1 評価方法の活用法」において、各国国内当局は国内におけるオーバーサイトや監督のプロセスにおいて、本評価方法をそのまま活用するか、同等の実効性を有した評価方法を開発すべきとしている。

したがって、評価方法の記述は、PFMI 報告書の記述の範囲内であることが必要であり、その観点から下記3点について検討を願いたい。

(1) 第2原則「ガバナンス」

Q2.1.2 「FMI の目的への対応度の評価は行われているか」

PFMI 報告書の第2原則において、本質問に対応する記述は存在しないと思われる。例えば、3.2.1 には「ガバナンスは、組織が目的を設定し、その目的を達成する手段を決定し、その目的の達成度をモニターするプロセスを提供する」との記述があるが、本記述は対応度の評価を行うことを要求しているとは言い難い。もし、それ以外に根拠となる記述があれば、それは何か。

加えて、そもそも、法人の目的はハイレベルで抽象的なものでありがちであり、実務的な達成度評価を行うことは馴染まないと考える。

Q2.1.2 は削除が妥当と考える。KE1 の質問として、Q2.1.1 だけで十分と考える。

(2) 第17原則「オペレーショナルリスク」

Q.17.5.3 「どのようにして、どの程度まで、FMI の経営変更、プロジェクト管理の方針・手続きは、それらの変更や主要プロジェクトが当該システムの物理的セキュリティに影響をおよぼさないように確保しているか」

Q.17.5.6 「FMI の変更管理とプロジェクト管理の方針・プロセスでは、どのようにしてどの程度まで、変更や主要プロジェクトがシステムの情報セキュリティに影響しないことを確保しているか」

上記は変更管理上の考慮について質問しているが、PFMI 報告書のどの記述を根拠にしているか。もし、3.17.12 「FMI は、(物理的セキュリティ・情報セキュリティの) 方針・基準・

慣行・コントロール手段には、システムに適切な安全策を導入することを目的とする、セキュリティ上の脅威と脆弱性の特定・評価・管理を含むべきである。」を根拠としているとすれば、本記述はデザイン段階における考慮事項であり、変更管理に関するものではない。

変更管理に関する質問は、別途報告書 3.17.8 およびこれを踏まえた Q17.1.6 に記述されており、ここに集約すべきである。

Q17.5.3 および Q17.5.6 を削除し、Q17.1.6 を必要に応じて修文するのが妥当と考える。

(3) 第 23 原則「規則・主要手続・市場データの開示」

Q23.4.1 「FMI は料金および主要なコストの情報（サービス・関係費用・値引き）を公衆開示しているか」

PFMI 報告書は、料金を公衆に開示することを求めているが、主要なコストに関する情報を開示することを求めている。

加えて、「金融市場インフラのための情報開示の枠組み」は、情報開示を、①市場参加者、②利用者、③当局、④公衆に対して行うこととしているが、各情報の開示レベルについては記載していない。また、情報開示に当たっては、機密情報を開示しないよう注記しているが、当該機密情報の定義に関する記述は無い。

したがって、Q23.4.1 において、料金を公衆に開示しているかを質問することは適当であるが、主要なコストの情報を公衆に開示しているかを質問することは PFMI 報告書の記述の範囲を超えるため適当ではない。さらに、コストに関する情報が機密情報にあたる場合があり、その場合には「金融市場インフラのための情報開示の枠組み」において機密情報を開示しないことを求めていることとも矛盾する。

Q23.4.1 では、主要なコストに関する情報を公衆に開示しているかを質問に含めないことが妥当と考える。

以 上